

福岡県公報

令和七年十月十四日
第六百三十七号
増刊
①

目次

規則 (第四十四号)

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(一)ども福祉課……………一

規則

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年十月十四日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第四十四号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則 (昭和三十四年福岡県規則第六十六号) の一部を次のように改正する。

第九十九条の表福岡県京築児童相談所の項中「二〇〇七番地の一」を「二〇〇〇番地の一」に改める。

附則

この規則は、令和七年十月十四日から施行する。